

(書 式 2 - 1 4)

会 社 債 権 者 の 吸 収 分 割 に 異 議 が あ る 場 合
の 異 議 通 知 書

異 議 通 知 書

私 は 、 平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 に 開 催 さ れ
た ○ ○ 株 式 会 社 (以 下 、 甲 会 社 と い う 。) と △
△ 株 式 会 社 (以 下 、 乙 会 社 と い う 。) の 株 主 総
会 に お い て 決 議 さ れ た 会 社 分 割 に 異 議 が あ り
ま す か ら 通 知 し ま す 。

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ 丁 目 ○ 番 地

債 権 者 ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ 株 式 会 社

代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○ 殿

解説

異議申立期間は、1か月以上を要する（会社法第799条第2項）。

